

病院予約システム導入事業公募型プロポーザル評価要領

この要領は、病院予約システム導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が病院予約システム導入事業公募型プロポーザルの契約候補者を選定するための評価基準について示すものである。

1 契約候補者の選考方法及び選定について

(1) 契約候補者の選考方法

契約候補者の選考については、プロポーザルの参加事業者の企画提案書等やプレゼンテーションの内容を踏まえ、病院予約システム導入事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別表「評価基準」に基づき審査委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い選定する。

ただし、採点した委員の合計得点を委員数で除した点数が配点合計（100点）の5割に満たない場合は、不適格とみなし契約候補者とししないものとする。

(2) 選定順

- ① 実施要領別表「評価基準」の評価項目により各委員が審査を行い、各委員の合計得点を委員数で除した点数が最も高い最高得点者を契約候補者とし、次に得点が高かった者を次点者とする。
- ② 上記①の最高得点者が複数の場合は、最高得点者とした委員の数が多き者を契約候補者とする。
- ③ 上記②の最高得点者とした委員の数が同数の場合は、抽選により契約候補者を決定する。
- ④ 参加事業者が1者であっても、各委員の合計得点を委員数で除した点数が配点合計（100点）の5割以上の場合、契約候補者として選定する。

2 評価点について

(1) 採点の方法

参加事業者の企画提案書等の評価は、「評価基準」の評価項目ごとに、配点及び評価基準を設定し、評価を行う。採点については、(2)評価段階に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

ただし、事業実績と見積額の評価項目は、下記(3)・(4)によるものとする。

(2) 評価段階（事業実績及び見積額を除く。）

評価段階	配点が5点の場合	配点が10点の場合	配点が40点の場合
A 特に優れている	5	10	40
B 優れている	4	8	32
C 普通	3	6	24
D やや劣っている	2	4	16
E 劣っている	1	2	8
F 記述なし・提案なし	0	0	0

(3) 事業実績 評価段階

本事業と類似する事業を令和2年度から令和6年度までに病院から受注した件数により評価する。ただし、同一病院から複数の受注は1件と数え、200床以上の公立病院・公的病院の場合は2件と数える。

評価段階	配点が5点の場合
A 本事業と類似する事業を10件以上受託している	5
B 本事業と類似する事業を8件以上受託している	4
C 本事業と類似する事業を6件以上受託している	3
D 本事業と類似する事業を4件以上受託している	2
E 本事業と類似する事業を2件以上受託している	1
F 記述なし・実績なし	0

(4) 見積額 評価段階

見積書の導入費用及び月額利用料は企画提案書等の内容に対して適正な見積額であるかを評価する。なお、評価対象となる有料のオプション機能や減額の内容についても、よりよい提案であるかを評価する。

評価段階	配点が40点の場合
A 特に優れている	40
B 優れている	32
C 普通	24
D やや劣っている	16
E 劣っている	8
F 評価に値しない	0

3 留意点

評価については、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。